平成２３年（フ）第９５号
京都府亀岡市篠町柏原中又65番地
債務者　勝俣　拓也
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
京都府亀岡市篠町柏原中又65番地
債務者　勝俣真由美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
沖縄県那覇市久米１丁目７番11号　安次嶺アパート302
債務者　當山美知子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５７２号
沖縄県南城市大里字大城2563番地２
債務者　城間　　緑（旧姓兼箇段）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６７２号
愛知県岡崎市薮田１丁目12番地７　レオパレスサニータウンⅡ101
債務者　足立　由子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
沖縄県沖縄市久保田２丁目33番28号
債務者　町田みえ子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５６号
大阪府東大阪市加納５丁目10番15号　ボヌール21―501号、前住所大阪府門真市石原町23番５号
債務者　布川　美宝
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６４号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目24番23号　メゾン赤塚201
債務者　渡慶次弘美（旧姓末次）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７６号
静岡市駿河区池田2283番地の３　ハイコーポ池田山Ｂ320号
債務者　大石　徳子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６７号
静岡県榛原郡川根本町上長尾1465番地の１
債務者　小澤　紀子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１２号
静岡市清水区村松原３丁目13番20号　不二見シュロスＣ―５号
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５２８号
名古屋市千種区丸山町２丁目52番地の４、開始決定時の住所名古屋市昭和区滝川町47番地の147　サザンヒル八事３号棟802号
破産者　加藤　久博
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目51番３号
破産者　森園　豪則
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
茨城県東茨城郡茨城町大字谷田部704番地
破産者　鶴田　州宏
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１８号
埼玉県所沢市こぶし町23番50号
破産者　鈴木　秀治
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１９号
埼玉県所沢市こぶし町23番50号
破産者　鈴木　玲子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部